

# 紀の川市立調月小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和3年4月14日改訂

## 1 いじめ防止対策に関する基本方針

### ①基本理念

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

### ②いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

### ③いじめの理解

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスでのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

#### ④学校の責務

すべての児童が安心して学習活動やその他の活動に取り組むことができるよう、教職員が一体となり、保護者や地域と連携を図りつつ学校全体でいじめの未然防止に努める。また、早期発見に努めいじめの疑いのある事案があった場合は迅速適切に対処するとともに、再発防止に努める。

### 2 いじめ防止の基本事項

#### ①いじめ未然防止

- ・児童の相互理解を深め、それぞれの人間関係の適正化を自らが行える取り組みを、学校、学級での活動を通じて推進する。
- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、受容的な雰囲気と規律を重んじる集団づくりを推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ・一人ひとりを大切にし、児童が自己肯定感を高めていけるような授業づくりに努める。

#### ②いじめ早期発見のための手立て

- ・児童との確かな信頼関係構築の上、積極的に児童の声を直接個々から聴くことのできる機会をつくる。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用する。
- ・年間3回の全校へのアンケート調査の実施。
- ・必要に応じ、学年毎のアンケート調査を実施。
- ・生徒指導担当者を中心に、教員相互の情報共有を図り児童の様子の変化や状態把握に努める。

#### ③教職員の資質向上

年間3回のいじめに関する校内研修を実施し、いじめに対する意識の向上と現状把握を行う。

#### ④インターネット等を介して行われるいじめ事象への対応

ネットを介してのいじめは、匿名性の高さや情報流通性の高さなどの特性を踏まえ、必要な防止のための啓発活動をすすめる。

### 3 いじめ対応の組織等

#### ①いじめ問題対応の組織として、下記の組織を学校に置く。

「調月小学校いじめ対策委員会」

#### ②構成員は下記のとおりとする。

校長、教頭、生徒指導担当教員、人権教育担当教員、特別支援教育担当教員、養護教諭、(必要に応じて)校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

#### ③定例会は、原則として年間2回以上開催する。

#### ④本委員会で協議する主な内容等

- ・期間内の児童の情報交換。
- ・全校及び学年のアンケート調査等実態把握について。

### 4 いじめ事象発生時の対応について

#### ①情報収集

- ・本人からの訴え、児童からの訴えや報告、保護者からの訴えや報告、地域からの通

報等があった場合、すぐに「調月小学校いじめ対策委員会」を立ちあげ、正確な情報収集に努める。

#### ② 24時間以内の対応

情報  
収  
集

- ・「調月小学校いじめ対策委員会」を緊急招集し、当該児童と関わりの深い教師を加え、対応を確認・決定する。
- ・いじめを受けた児童の事実関係の把握をし、安全の確保や心のケア等全面的な支援。
- ・いじめた児童からの事実確認。
- ・周囲の児童からのききとり、事実関係の確認を行う。
- ・保護者との連携を密にし、事実関係の報告をおこない、信頼関係の構築に努める。
- ・「調月小学校いじめ対策委員会」を通じ、市教育委員会や必要に応じて関係諸機関へ報告・連絡し、連携を図る。

#### ③ 1週間以内の対応

- ・いじめられた児童への支援
- ・いじめた生徒への指導、援助（いじめの態様に応じて）
- ・保護者との連携（指導方針の伝達・協働意識の向上）
- ・学級での指導（当事者意識の高揚等）

#### ④ 解決まで継続すべきこと

- ・いじめられた児童の、安心・安全な登校の保障。
- ・いじめた児童の規範意識の育成と人間関係づくりの改善
- ・被害者、加害者保護者との協力体制の構築・維持。

#### ⑤ その後

- ・いじめ未然防止の取り組みを一層前進させる。

### 5 重大事態への対処

#### ① 重大事態の判断・報告

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会へ報告する。

重大事態としては、概ね次のようなことがあげられる。

- ・児童生徒が自殺を企図した
- ・身体に重大な傷害を負った
- ・金品等重大な被害を被った
- ・精神性の疾患を発症した
- ・明らかに、当該のいじめが原因で不登校状態となった場合30日以上欠席を目安とする。

※いじめを受けた子どもの状況に着目し判断をする。

#### ② 重大事態への対処

- (1) 教育委員会への報告。
- (2) 「調月小学校いじめ対策委員会」を招集し、教育委員会と連携しながら、調査を行う。
- (3) 調査結果を教育委員会へ報告するとともに、いじめられた児童やその保護者に対して適切な情報提供を行う。

6 年間計画

	具 体 的 展 開	備 考
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校内いじめ対策委員会</li> <li>・ 年間計画 研修計画作成</li> <li>・ 家庭訪問</li> <li>・ 教育相談</li> <li>・ 児童アンケート調査</li> <li>・ 個人面談</li> <li>・ 1 学期の反省</li> <li>・ 夏休みに向けての指導</li> <li>・ いじめに関する校内研修</li> </ul>	随時  いじめ事象があれば招集 ケース会議
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育相談</li> <li>・ 児童アンケート調査</li> <li>・ 個人面談</li> <li>・ いじめに関する校内研修</li> <li>・ 教職員アンケート</li> <li>・ 2 学期の反省</li> <li>・ 冬休みに向けての指導</li> </ul>	
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育相談</li> <li>・ 児童アンケート調査</li> <li>・ 個人面談</li> <li>・ いじめに関する校内研修</li> <li>・ 春休みに向けての指導</li> <li>・ いじめ問題の総括と反省</li> <li>・ 学校評価</li> </ul>	